

職長等の教育（建設業を除く）のご案内

松 阪 労 働 基 準 協 会
〒515-0814 松阪市久保田町 173-8
〔TEL0598-26-6022・FAX0598-23-7712〕

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は労働災害防止の推進について格別のご配慮を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、職長は、現場最前線における監督者の立場にあり、また安全衛生のキーマンとして、極めて重要な地位にあります。労働安全衛生法第60条では「職長、その他作業中の労働者を直接指導又は、監督する者に対して、安全又は衛生のための教育を行わなければならない。」ことを**事業主に対し義務付け**ております。

教育の内容につきましても労働安全衛生規則第40条で、教育科目教育時間等が具体的に規定されておりますが、実際の職場における職長等の教育がまだ十分に実施されていないのが、現状であります。

当協会では松阪労働基準監督署の指導により、この教育の実施主体であります事業主に代わって職長等の教育を実施致しますので、この機会に受講されますようご案内申し上げます。

1. 日時・場所 職長教育は二日間の講習です。

日 時	場 所
令和 7年 6月26日(木) 令和 7年 6月27日(金) 両日とも9時より16時30分	松 阪 建 設 業 会 館 松阪市鎌田町277-10 (TEL 0598-51-7145)

2 科 目 裏面に記載

3 定 員 28名 (定員になり次第締切り、受講者が5名以下の場合はこの講習会を中止します。)

4 受講費用

会 員 11,000円 [受講料: 10,000円 消費税: 1,000円]
 会員外 14,300円 [受講料: 13,000円 消費税: 1,300円]
 (締切り日後の取り消しは、原則として受講料をお返し致しません。)

5 申込締切日 令和7年6月20日 (金)

締切り期日までにご入金のない場合はキャンセルとさせていただきますので、予めご了承ください。

6 申込方法

①協会へ持参の場合は、受講申込書に必要事項記入の上、受講費用を添えてお申し込みください。
 受講券は、後日 FAX へご郵送させていただきます。
 ②FAXにて申込の場合は、受講費用の振込確認後、受講券を FAX へご送付致します。
 (銀行が発行する振込金受取書によって領収証にかえさせていただきます。)
 ③適格請求書の発行を希望される方は、申込書にメールアドレスをご記入下さい

振込先 百 五 銀 行 松 阪 支 店 (普通) 40910	受取名 松阪労働基準協会
桑名三重信用金庫 日野町支店 (普通) 1025090	(マツサカロウドウキジュンキョウカイ)

- ・お申し込み後に、受講者を変更することは可能です。
- ・申込締切日後の受講取り消しや、受講当日の欠席については受講費用の返還はいたしません。

7 修了証の交付 全課程修了者には修了証を交付します。

8 そ の 他

(1) 受付は、開始時間の10分前までに終えて下さい。
 (2) 携行品 受講票・筆記用具・弁当(外食可)・
 (3) 送付は受講当日お渡しいたします。

職長教育科目時間

事 項	時間
法第60条第1号に掲げる事項 1. 作業手順の定め方 2. 労働者の適正な配置の方法	2
法第60条第2号に掲げる事項 1. 指導及び教育の方法 2. 作業中における監督及び指示の方法	2.5
前項第1号に掲げる事項 1. 危険性又は有害性等の調査の方法 2. 危険性又は有害性等の調査の結果に基づき講ずる措置 3. 設備、作業等の具体的な改善の方法	4
前項第2号に掲げる事項 1. 異常時における措置 2. 災害発生時における措置	1.5
前項第3号に掲げる事項 1. 作業に係る設備及び作業場所の保守管理の方法 2. 労働災害防止についての関心の保持 及び労働者の創意工夫を引き出す方法	2